

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道北斗市長

公表日

令和3年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・北斗市(以下「市」という。)は、母子保健法その他の母子保健に関する法律及び条例に基づき、妊産婦・乳幼児等の健康診査、養育医療の給付、保健指導、訪問指導等に関する事務を行っている。</p> <p>・母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊産婦・新生児の訪問 ②妊産婦及び乳幼児等の健康診査 ③妊娠の届出 ④母子健康手帳の交付 ⑤養育医療の給付 ⑥妊産婦・乳幼児等の保健指導 ⑦母子包括支援センターにおいて行う各種相談・包括的な支援</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1(49の項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(70の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の保健指導、未熟児の訪問指導又は母子包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(69の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部子ども・子育て支援課
②所属長の役職名	民生部子ども・子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北斗市民生部子ども・子育て支援課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月25日	I-1-②事務の概要	<p>・北斗市は(以下「市」という。)は母子保健法その他の母子保健に関する法律及び条例に基づき、妊産婦等の健康診査、養育医療の給付等に関する事務を行っている。</p> <p>・母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊産婦・新生児の訪問 ②妊産婦及び乳幼児の健康診査 ③妊娠の届出 ④母子健康手帳の交付 ⑤養育医療の給付</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・北斗市は(以下「市」という。)は、母子保健法その他母子保健母子保健に関する法律及び条例に基づき、妊産婦・乳幼児等の健康診査、養育医療の給付、保健指導、訪問指導等に関する事務を行っている。</p> <p>・母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊産婦・新生児(未熟児含む)の訪問指導 ②妊産婦・乳幼児等の健康診査 ③妊娠の届出 ④母子健康手帳の交付 ⑤養育医療の給付 ⑥妊産婦・乳幼児等の保健指導 ⑦母子包括支援センターにおいて行う各種相談・包括的支援</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
令和1年12月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	妊産婦健診受診券交付台帳ファイル、こんにちは赤ちゃん訪問台帳ファイル、乳幼児健診台帳ファイル、養育医療費台帳ファイル	健康管理システム母子保健ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月25日	I-4-②法令上	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(70の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(70の項) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の保健指導、未熟児の訪問指導又は母子包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主</p>	事前	
令和3年3月8日	I-5-②所属長の役職名	民生部子ども・子育て支援課子育て担当課長	民生部子ども・子育て支援課長	事後	再評価
令和3年3月8日	II-1-いつ時点の計数か(対象人数)	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価
令和3年3月8日	II-2-いつ時点の計数か(取扱者数)	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の一部改正による修正
令和3年11月25日	IV-8 監査	[]自己点検 [O]内部監査	[O]自己点検 []内部監査	事後	見直し
令和3年11月25日	IIしきい値判断項目-1対象人数-いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	見直し
令和3年11月25日	IIしきい値判断項目-2取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	見直し